



SuMi TRUST年金ニュース

(平成27年4月13日)



三井住友信託銀行 年金信託部

【厚生年金基金】

最低責任準備金算出方法の告示改正に伴う事務連絡

平成27年4月10日付で、平成27年3月31日付の最低責任準備金算出方法に関する告示改正（[ご参考：平成27年3月31日付SMTB年金ニュース](#)）に伴う事務連絡が以下のとおり発出されました。

（事務連絡）「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第八条に規定する責任準備金相当額の算出方法の一部を改正する告示の施行に伴う取扱いについて」

<http://www.smtb.jp/business/pension/pamail/pen-news/20150413jimuren.pdf>

概要

- ✓ 上記告示改正に伴い、最低責任準備金の算出方法の決定に係る代議員会の議決が不要となり、解散又は代行返上の認可申請時において採用した最低責任準備金の算出方法を変更することが可能とされました。
- ✓ 解散又は代行返上の認可日以降に当該認可申請時において採用した最低責任準備金の算出方法を変更する場合には、企業年金連合会の指示に基づき、最低責任準備金の検証に係る日程を踏まえ、企業年金連合会あて速やかに当該変更する旨の申出を行うこととし、解散又は代行返上後の厚生年金基金における清算事務の遅延を生じることのないよう十分に留意することとされました。
- ✓ 上記告示改正前に解散又は代行返上した厚生年金基金にも適用されます。

以上

本資料の内容に関して疑問に思われる点、ご不明な点等がございましたら、弊社営業担当店舗等にご照会下さいますようお願い申し上げます。本メールまたはファックスが、万一誤ってご登録先以外の方に着信した場合には、お手数ですが次の担当部署までご連絡下さいますようお願い申し上げます。〔担当部署〕三井住友信託銀行株式会社 年金信託部 〔電話番号〕03-6256-3595